

1 特別徴収税額の納期の特例制度について

- (1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人未満である者に限ります。
- (2) 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、町長に申請し承認を受けなければいけません。
- (3) この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得について特別徴収した町県民税を、それぞれ次に掲げる期間までに納入することができます。

期間	納期限
6月から11月までの徴収分	12月10日
12月から翌年5月までの徴収分	翌年6月10日

- (4) 納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。
- (5) 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことがあります。また、承認を受けても、滞納・納付延長がありますと、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

2 申請書の書き方

- (1) 指定番号は必ず記入してください。
- (2) 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。

3 提出先

〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町役場 総務部 税務課 民税係

電話 (0745) 55-1001